



# 子育てをきみんなどて支えるまちへ

## ―村上市子ども・子育て支援事業計画― ―村上市次世代育成支援行動計画―

●問い合わせ  
福祉課子育て支援室  
☎53-2111(内線243)

市では、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくための新たな仕組みを構築し、

- ・質の高い教育・保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

を目指し、子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めたい施策の方向性や目標などを定めるため、平成27年3月に『村上市子ども・子育て支援事業計画』および『村上市次世代育成支援行動計画』を策定しました。

### 基本目標および基本的な考え方 (次世代育成支援行動計画と共通)

- (1) 地域における子育ての支援サービスの実践
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) 児童遊園等の整備

- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
  - ① 良好な居住環境の確保
  - ② 安全な道路交通環境の整備
  - ③ 安心して外出できる環境の整備

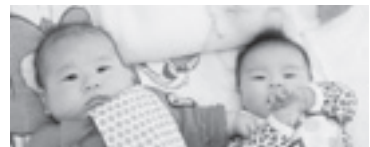
- (2) 母性並びに乳児および幼児などの健康の確保と増進
  - ① 子どもや母親の健康の確保
  - ② 「食育」の推進
  - ③ 思春期保健対策の充実
  - ④ 小児医療の充実
  - ⑤ 特定不妊治療費助成事業
- (3) 子どもと心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
  - ① 次代の親の育成
  - ② 子どもと親の生きる力に向けた学校の教育環境などの整備
  - ③ 家庭や地域の教育力の向上
  - ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
  - ① 児童虐待防止対策の充実
  - ② 母子家庭などの自立支援の推進
  - ③ 特別支援を要する子どもなどへの支援施策の充実

- (6) 子どもと安全の確保
  - ① 子どもと交通安全を確保するための活動の推進
  - ② 安全・安心なまちづくりの推進
  - ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
  - ① 男女共同参画社会の実現
  - ② 仕事と子育ての両立の推進
  - ③ 仕事と生活の調和の実現



**子ども・子育て支援事業の主なポイント**

■幼稚園(新制度に移行しない園を除く。)や保育園、認定こども園、小規模保育の利用にあたって必要性に応じた「支給認定」を受けることとなります。



【認定区分】

- ・1号認定 3〜5歳で教育を希望
- ・2号認定 3〜5歳で保育を希望
- ・3号認定 0〜2歳で保育を希望

■幼稚園や保育園へ個別に行われていた公的な給付制度を一本化し、幼児期の教育・保育を「個人の給付」として保障します。

【現行制度から新制度へ移行し給付対象となる事業】

- ・保育園(0〜5歳)
- ・認定こども園(0〜5歳)
- ・幼稚園(3〜5歳)
- ・地域型保育事業(0〜2歳)
- ①小規模保育

家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

②事業所内保育

企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

■地域の様々な子育て支援や質の向上を進めます。  
(代表的なものを記載)

- ・利用者支援事業 子どもや保護者に合った支援を受けられるよう、相談援助や、幼稚園、保育園などの紹介を子育て支援センターで行う事業です。
- ・一時預かり事業 急な用事やリフレッシュなど、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、幼稚園や保育園で子どもを一時的に預かる事業です。
- ・病児・病後児保育事業 病気の子どもを保護者が家庭で保育できない場合、病院・保育園など付設スペースで一時的に預かる事業です。

などを行う事業です。

- ・放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができる事業です。

- ・ファミリー・サポート・センター

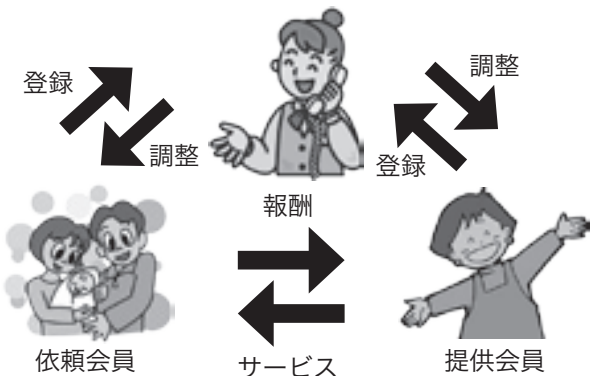
小学生までの子育て中の保護者で、育児の援助希望の方と、援助を行いたい方を相互に結び、助け合いを地域で行う事業です。



## ファミリー・サポート・センター会員募集中

ファミリー・サポート・センターのしくみ

アドバイザー



ファミリー・サポート・センターとは

地域の中で「育児を手伝ってほしい人(依頼会員)」と「育児をお手伝いする人(提供会員)」が有償で子育ての助け合いを行う会員組織です。事務局のアドバイザーが、情報提供や会員同士の助け合い活動の連絡調整などを行っています。利用には会員登録が必要です。

**依頼会員**

0歳～小学校6年生までの子どもを預かってほしい人

**提供会員**

心身ともに健康で積極的に子育て援助活動を行っていただける人。特別な資格はいりません。登録後に研修があります。

登録方法、利用料金など詳しくは事務局へお問い合わせください。

●問い合わせ 村上市ファミリー・サポート・センター事務局 ☎66-7297